

## 「2012 建築板金施工法」正誤表

### 修正・変更ページ一覧

ページ	修正・変更箇所	修正・変更内容
2	図 1.2.2	図面の修正、削除
48	表 3.2 素材の組合せ	銅板とステンレスの組合せ欄 ○ → △ 表に「※水が介在しないことを前提」の文言を付加
59	(7) 取合い部の納まり	1 行目 (一般に 100 mm 以上) → (一般に 120 mm 以上)
74	図 4.8.1	図面の差替え (唐草と下ぶきの順序を入替)
105	図 5.16.1	図面 (左側) 中の語句修正 固定ねじ→ドリルねじ
〃	図 5.16.3	図面 (中央) 中の語句修正 固定ねじ→ドリルねじ
160	図 7.6.4	図面の修正 (まわし溶接部分を除去)
〃	(5) 溶接作業者の資格	<p>文章の修正</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">                     溶接作業をする者の資格は次の者とする。                      アーク溶接特別教育を受けた者。                      アーク溶接技能資格を持つ者。                 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;">                     溶接作業を行う者は次の資格を有する者とする。                      アーク溶接特別教育を受けた者 (労働安全衛生法に基づく)                 </div>
227	表 12.2.2	「代表的な機能」欄の修正 (ドリルねじ、タッピンねじ、小ねじ)
231	(2) 横ぶき用吊子	2 行目 「また強度的にも～」～3 行目末尾までを削除
259	折板のセット	タイトフレーム厚さ 1.5 → 4.5

- ・上記の修正・変更は、増刷分より行っております。
- ・初回販売分と増刷分の区分は最終ページの「奥付」でご確認いただくことが可能です。

初回分：平成 24 年 11 月 第 2 版発行

増刷分：平成 25 年 4 月 第 3 版発行

2013. 3. 8